

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2443

特集Ⅰ

協力会社技能者へスマホで教育

「安全衛生 WEB 教育」スタート

大和ハウス工業

特集Ⅱ

職場の腰痛予防

作業改善とセルフケア両面から対策を

<事例>タムラ製作所坂戸事業所

ニュース

安衛経費 確認表 28%で活用

国交省WG 周知強化の声も

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



2
/
1

2024



校外学習時に虫に刺される

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
ファロス社会保険労務士法人
大阪会

代表社員 宮田 元

第361回

■ 災害のあらまし ■

株式会社Mは障害福祉サービス事業者として、障害者介護や放課後等デイサービス事業などを運営する会社である。事業所では年に数回遠足や施設外学習として児童や保護者を伴って、屋外で活動を行っている。今回のケースは、この事業所で指導員として働くAさんが児童や保護者とともに遠足としてハイキング登山に行った際に害虫に刺され被災したものである。Aさんは下山中に、ハイキング道付近にあるアスレチック施設で児童らと遊具を利用している時にマダニに股間部を刺されたものと思われる。当初は気にも留めない程度だったが時間経過とともに歩行に支障が出るほど、大きく腫れ上がり、翌日以降の業務遂行が困難となったため業務災害の申請をした。

■ 判断 ■

会社としては、マダニに刺されてから腫れ上がるまでに相当の時間経過があったこともあり、受傷現場の特定が困難であったが、Aさんが発症前後にマダニに刺されるような行動をとっていないなどの事情もあり、労働基準監督署に労災申請をした。労基署もAさんと数度のヒアリングを行った結果、屋外活動中にマダニに刺されたことに起因する発症として、**業務上の災害**と認定された。受診した医療機関によると、マダニによる受傷は早期に対応すれば比較的軽症で済む場合もあるが、時間が経過することで患部の腫れがひどくなる場合や感染症の可能性もあるという。

■ 解説 ■

労災保険の適用になる事故では、その基準として業務起因性と業務遂行性が問われ

る。業務遂行性がなくて業務起因性は成り立たないと思うが、どういう事実があれば業務遂行性があるといえるかについては、次のような三つの類型に分けられる。

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

労働者が、あらかじめ定められた担当の仕事をしている場合、事業主からの特命業務に従事している場合、担当業務を行ううえで必要な行為、作業中の用便、飲水などの生理的行為を行っている場合、その他労働関係の本旨に照らして合理的と認められる行為を行っている場合などである。

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

休憩時間に事業場構内でキャッチボールをしている場合、社員食堂で食事をしている場合、休憩室で休んでいる場合、事業主が通勤専用として提供した交通機関を利用している場合などである。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出、運送、配達、営業などのため事業場の外で仕事をする場合、事業場外の就業場所への往復、食事、用便など事業場外での業務に付随する行為を行う場合などである。

今回のケースでは、(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合に該当するものと思われる。なお、このようなケースでは事業主の管理下を離れているため、事故発生の有無や事故状況などの確な業務連絡を怠ると事故後の初動対応に支障が出ることもあるので、この点については普段からの注意が必要になってくる。

今回のケースと同様に、このほかにも蜂や蟻、ダニなどに刺された事例でも労災認



定が下りる可能性があるようだ。事業主としては、「たかが虫刺され」と考えることなく、場合によっては重篤な症状に発展するかも知れないとの認識を持ち、安直な判断にならないよう気を付けなければならない。

医師の所見によると、マダニに刺されたことによる事故は比較的軽症で終わる場合が多いとのことだが、感染症のリスクも考慮する必要がある。厚労省のホームページにも害虫による事故事例は掲載されているが、前述のとおり労災事故と認定されるためには業務起因性と業務遂行性の視点による判断が不可欠になってくる。特に害虫による事故の場合は、事故発生後、時間を経過してから被害が把握されることも多く、事故発生時の状況が労災認定と深くかかわってくる以上、社内においては事故発生後迅速な連絡体制の構築が求められてくると考える。

今回の場合は、受傷から発生まで、また医療機関への受診に至るまで相当時間経過していることや、その間の会社への報告の遅れなどの部分に問題点がなかったか検証が必要な案件だと思う。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp